

## 意見陳述書

2007年4月25日

さいたま地方裁判所 御中

埼玉県さいたま市浦和区北浦和3-12-3-601

藤永知子

今回の裁判長の交代にあたり、新たにこの裁判を担当される裁判長に原告を代表して申し上げます。

まず、私たち原告が、求めているのは、群馬県長野原町に建設予定のハッ場ダムについて埼玉県知事と埼玉県公営事業管理者による負担金の支出を差止め、過去1年間の支出額を返済させることです。

2003年11月に国土交通省からハッ場ダム建設事業費を2110億円から4600億円に増額する計画変更案が、県知事に示された時、知事は懇話会を設置しましたが、一ヵ月半という短期間でまともな審議をせず「やむなし」という結論を引き出し、議会でもほとんど議論をすることなくこの大幅な増額案を承認しました。

2004年9月、ハッ場ダムに関連する6都県の約5400名の住民がハッ場ダム建設事業への公金支出の差止めを求めて一斉に監査請求しましたが、形骸化した監査委員によって「却下」もしくは「棄却」されてしまいました。そこで、6都県の裁判所に提訴するに至りました。

このハッ場ダム建設をめぐる首都圏6都県という広域の住民訴訟が行われるのは、前代未聞であり、納税者にとって非常に重要な裁判であることをあらためてご認識いただきたいと思います。

ダムには寿命があり、100年間の有効貯水容量を確保できるように造っても実際の堆砂量は予測を超え、大幅にダムが埋まっていきます。ハッ場ダムと類似点の多い下久保ダムと同条件で専門家がハッ場ダムについて試算すると堆砂量は予測値の3倍にもなります。酸性河川である吾妻川を上流で中和させ、その生成物を堆積させる品木ダムが、寿命を終えるとその生成物がハッ場ダムに流れ込むことになれば更にハッ場ダムの寿命は短縮され利水容量は50年で半分になります。ハッ場ダムは日本一高額なダムですが、寿命の短いダムであり、このような効率の悪いダムを次世代に残すべきではありません。

ハッ場ダムは計画されて半世紀が、過ぎておりますが、まだ本体工事に入っておりません。その50余年の間、このダム計画のために地元の住民が翻弄された挙句、生活を脅かされ、コミュニティすら壊されました。そのような犠牲を強いてまで建設することが

本当に必要かと問うたとき、以下に述べる理由から百害あって一利なしといわざるを得ません。

1) 水需要の実績を無視した、過大な、ダムありきの水需要予測を被告が行っていること

2003年度に行った埼玉県の水需要予測が早くも2005年度において実績と大きな差が生じています。2005年度の水道給水量の実績値に対して埼玉県の予測値は1割以上も過大になっています。実績が減少し続けているのに、県は増加傾向を予測しているのですから、実績と乖離していくのは当然です。すでに新規ダム計画への参加の必要がなくなった横浜市の場合は合理的な予測を行って給水量が今後とも減少していくとしています。それに比べて、埼玉県が実績無視の予測を行うのは「ハッ場ダム計画」に呪縛されているからではないでしょうか。すでに埼玉県は十分な水源を確保しています。これから県の人口が減少していく状況のなかで、実際の完成予定が2015年以降になるハッ場ダムが造られても無用の長物となるだけでなく、私たちの税金がムダとなります。必要性のないダム事業からは県民の為には撤退すべきで、これ以上の公金を投じるべきではありません。

2) 治水においても必要性のないハッ場ダムであること

治水面でもハッ場ダムが必要のないものであることは後で、野本弁護士が治水補充準備書面の陳述で述べるとおりです。

3) 災害誘発をもたらすダムである

ハッ場から20kmあまり離れた県境に、わが国有数の活火山、浅間山は過去何度も大爆発を起こし、そのたびに吾妻川流域に甚大な影響を及ぼしてきました。中でも約2万4000年前の大爆発は、山体を崩壊させる大規模なもので、「応桑岩屑(おうくわがんせつ)なだれ」とよばれる泥流が流れ、ダム湖予定地の周辺に堆積しました。この地層は水を含むと、脆弱化する地層ですので、ダムを造って水を貯めると、水が浸透して地すべりが起きる危険性が十分にあります。その上、ハッ場ダムのダムサイトの岩盤は無数の水平方向の摂理が走り、大きな垂直断層が3本も入っており、岩盤崩壊の危険性すらあります。

4) ダム予定地の環境破壊

ハッ場ダムは吾妻渓谷を台無しにします。破壊からは免れる渓谷の下流部も下久保ダム完成後の三波石峡のように岩がコケに覆われ、草木が生えて、見る影もなくなります。

このように自然破壊だけでなく 2005 年の猛禽類調査によると、ハツ場ダム建設予定地周辺には種の保存法で国内希少野生動物として指定されているイヌワシ、クマタカ、オオタカ、ハヤブサなどの生息および繁殖が、確認されており、ハツ場ダム建設が進むとこれらの生存が、危うくなることは必至です。必要性のないダム建設でこのような貴重な自然環境を失うべきではありません。

以上、利水面、治水面、地すべりの危険性およびダムサイト崩壊の危険性、そして自然環境の観点からハツ場ダムが、必要性がなく、様々な災いをもたらすダムであることを過去 11 回の口頭弁論期日において私たちは明らかにしてきました。そしてこのようなハツ場ダム建設事業および関連事業に対する埼玉県負担額は合計で約 800 億円にもなります。この支出は、30 年の長期にわたる起債でまかなうため、埼玉県民は元金の半分程度にもなる利息も負担します。そのため、ハツ場ダムに対する埼玉県民の負担額はおよそ 1,200 億円にもなります。必要性のない、有害無益なハツ場ダムのために、私たち県民がこのように巨額の費用を負担することは、何としてもストップしなければなりません。

裁判長におかれましては、近く裁判員制度の導入も控え、ぜひこの住民訴訟において開かれた司法が実感できるように市民にわかりやすい裁判の指揮を執っていただき、勇気ある英断をしてくださるようお願いいたします。